



### 第3 関係する法令等の規定

#### 1 日本国憲法（昭和21年憲法）

##### 第25条第1項

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

#### 2 生活保護法（以下「法」という。）

##### (1) 第1条（この法律の目的）

この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

##### (2) 第3条（最低生活）

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

##### (3) 第4条（保護の補足性）

###### 第1項

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

##### (4) 第8条（基準及び程度の原則）

###### 第1項

保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

###### 第2項

前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

##### (5) 第63条（費用返還義務）

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

#### 3 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。令和4年3月31日厚生労働省発社援0331第3号による改正前のもの。以下「次官通知」という。）

### 第8 収入の認定

収入の認定は、次により行うこと。

#### 1 収入に関する申告及び調査

(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行わせること。

ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。

イ 当該世帯の収入に変動があったことが推定され又は変動のあることが予想される時。

- (2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。
- (3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。

### 3 認定指針

#### (1) 就労に伴う収入

##### ア 勤労（被用）収入

(ア) 官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。

(イ) 勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。

- (3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ク 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入のうち、次に掲げるもの（ウからキまでに該当するものを除く。）

(ア) 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第7「生業扶助基準」に規定する高等学校等就学費の支給対象とならない経費（学習塾費等を含む。）及び高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度の額

(イ) 当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額

#### (4) 勤労に伴う必要経費

(1)のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。

なお、新規に就労したため特別の経費を必要とする者については、別に定めるところにより、月額11,700円をその者の収入から控除し、未成年者については、別に定めるところにより、月額11,600円をその者の収入から控除すること。

別表

基礎控除額表（月額）

収入金額別区分	1人目	2人目以降
	円	円
0～15,000	0～15,000	0～15,000
15,001～15,199	15,001～15,199	15,000
15,200～18,999	15,200	15,000

19,000～22,999	15,600	15,000
23,000～26,999	16,000	15,000
27,000～30,999	16,400	15,000
31,000～34,999	16,800	15,000
35,000～38,999	17,200	15,000
39,000～42,999	17,600	15,000
43,000～46,999	18,000	15,300
47,000～50,999	18,400	15,640
51,000～54,999	18,800	15,980
55,000～58,999	19,200	16,320
59,000～62,999	19,600	16,660
63,000～66,999	20,000	17,000
67,000～70,999	20,400	17,340
71,000～74,999	20,800	17,680
以下 省略		

4 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。令和4年3月30日社援発0330第1号による改正前のもの)

第8 収入の認定

3 勤労控除の取扱い

(1) 基礎控除

ア 基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額（賞与その他の臨時的な収入を分割して認定する場合は、各分割認定額をそれぞれの認定月の収入金額に加算して算定するものとする。）に対応する次官通知別表の基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定すること。

イ 基礎控除の収入金額別区分は、次官通知第8の3の(1)のアによる勤労(被用)収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、同イによる農業収入又は同ウによる農業以外の事業(自営)収入については、生産必要経費又は事業必要経費を控除した後の収入額によること。

ウ 世帯員が2人以上就労している場合には、イによる収入額の最も多い者については、次官通知別表の基礎控除額表の1人目の欄を適用し、その他の者については、それぞれ同表の2人目以降の欄を適用すること。

(3) 未成年控除

ア 未成年者(20歳未満の者をいう。)については、その者の収入から次官通知第8の3の(4)に定める額を控除すること。ただし、次の場合は控除の対象としないものであること。

(ア) 単身者

(イ) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)又は自己の未成熟の子とのみで独立した世帯を営

んでいる場合

(ウ) 配偶者と自己の未成熟の子のみで独立した世帯を営んでいる場合

5 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

#### 第8 収入の認定

問40 局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。

答 被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。これによりがたい特別の事情がある場合は、厚生労働大臣に情報提供すること。

なお、この場合、恵与された金銭又は補償金等があてられる経費については、保護費支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないものであること。

(1) 被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費

(2) (1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費

サ 当該経費が次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合は、本通知第8の58の2の2の(1)から(6)までのいずれかに該当し、同通知の取扱いに準じて認定された最小限度の額

問58 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者がアルバイト等の収入を得ている場合、私立高校における授業料の不足分、修学旅行費、又はクラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限り）、学習塾費等にあてられる費用については、就学のために必要な費用として、必要最小限度の額を収入として認定しないこととしてよいか。

答 お見込みのとおり取り扱って差しつかえない。

問58の2 次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の取扱いを具体的に示されたい。

答 高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者が就労することは、学業に支障のない範囲での就労にとどめるよう留意する必要があるが、次のいずれにも該当する場合には、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)に該当するものとして、当該被保護者の就労や早期の生活保護からの脱却に資する経費を収入として認定しないこととし、また、経費の内容及び金額によって、一定期間同様の取扱いを必要とするときは、その取扱いを認めて差しつかえない。

収入として認定しない取扱いを行なうにあたっては、保護の実施機関は、当該被保護者や当該世帯の世帯主に対して、本取扱いにより生じた金銭について別に管理することにより、明らかにしておくよう指導するとともに、定期的に報告を求め、

当該金銭が他の目的に使用されていないことを確認すること。

なお、当該金銭を使用した場合は、保護の実施機関が承認した下記2の目的のために使用されたことを証する書類等により、使用内容を確認すること。保護の実施機関が承認した目的以外に使用していたときは、収入として認定しないこととした額に相当する額について費用返還を求めること。ただし、当初承認した目的以外であっても、その使用内容が下記2の目的の範囲であることが認められる場合にあつては、この限りではない。

- 1 高等学校等卒業後の具体的な就労や早期の保護脱却に関する本人の希望や意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること。
  - 2 次のいずれかに該当し、かつ、当該経費の内容や金額が、具体的かつ明確になっていること。
    - (1) 自動車運転免許等の就労に資する技能を修得する経費（技能修得費の給付対象となるものを除く）
    - (2) 就労に資する資格を取得することが可能な専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費（事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び入学料等に限る。）
    - (3) 就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用
    - (4) 国若しくは地方公共団体により行われる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行われる貸付資金の償還金
    - (5) 就職活動に必要な費用
    - (6) 海外留学に必要な費用（本通知第10の19に該当する場合に限る。）
  - 3 当該被保護者から提出のあった具体的な自立更生計画を、保護の実施機関が事前に承認しているとともに、本取扱いにより生じた金銭について別に管理すること及び定期的な報告を行うことが可能と認められる者であること。
- 6 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）
- 1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて
    - (1) 返還対象額について

法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。

ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。

なお、返還額から控除する額の認定に当たっては、認定に当たっての保護の実施機関の判断を明確にするため、別添1の様式を活用されたい。
    - ③ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日



決定取扱通知」という。)の1の(1)において「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」との取扱いが示されており、保護の実施機関は、返還額の決定にあたり、被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合には、返還対象となる全額ではなく、一定額を控除し返還額を決定する裁量があることとされている。

ウ 本件処分決定にあたっては、まず、〇〇〇〇の未申告収入が全額で1,830,822円(令和元年5月から令和3年9月までの間に支給されたアルバイト収入)と高額であり、その全額の返還を求めた場合、審査請求人世帯の自立を著しく阻害する可能性があったことから、令和3年11月18日開催のケース診断会議において、法第63条を適用し当該世帯の自立の観点から自立更生にかかる経費、勤労に伴う必要経費(基礎控除および未成年控除)を控除した上で、返還額を決定するとの方針を定めた。

(2) 自立更生経費について

ア 返還額から控除する自立更生にかかる経費については、返還等決定取扱通知の1の(1)において「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」との取扱いが示されており、当該取扱い中「次に定める範囲の額」として示されている③には「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の3の(3)の収入として認定しないものに該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額とされている。

イ 本件処分にかかる自立更生経費については、〇〇〇〇および〇〇〇〇に対し事前にヒアリングを実施し、〇〇〇〇が就職を機に審査請求人世帯から独立し保護から脱却する意向であることを聞き取ったため、就職や新居への転居にあたり新たに必要となる家電類や仕事着を、次官通知第8の3の(3)のクの(イ)にいう「就労や早期の保護脱却に資する経費」に充てられる場合に該当し、かつ、課長通知第8の58の2の2の(3)にいう「就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用」に該当するものと判断し、これらの購入に要した経費である224,137円を自立更生経費として返還額から控除することを令和4年3月28日開催のケース診断会議において決定した。当該決定に至るまでの検討資料として、返還等決定取扱通知の1の(1)のなお書きに示されている別添1を参考に作成した「生活保護法第63条による要返還額の認定表」を活用している。なお、自立更生経費を控除したほか、勤労に伴う必要経費として、基礎控除487,900円、未成年控除336,400円についても併せて返還額から控除している。

(3) まとめ



審査請求人の主張は、生存権を保障する日本国憲法第25条の理念に基づく生活保護制度上、処分庁がその裁量を逸脱し本件処分を行ったとの趣旨であると解するが、前述のとおり、本件処分にかかる返還額が高額となった要因は、審査請求人らが処分庁に対し、〇〇〇〇のアルバイト収入は直接自身に支給されていないという事実とは異なる報告を行っていたことを起因とするもので、〇〇〇〇がアルバイト収入を得ていた事実は、処分庁による課税調査や高等学校への聞き取り調査を契機に判明したものであり、また、返還額の決定にあたっては審査請求人世帯の自立の観点から自立更生等を控除したうえで決定したものであるため、本件処分は処分庁の裁量を逸脱した処分とは言えず妥当である。

なお、処分庁が審査請求人に対して本件処分をした理由については、本件処分にかかる通知に法的根拠を示す文言、返還金額の具体的な算出過程を示す書類を添えて通知しており、審査請求人が処分の理由を理解するに足りるものである。

したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第5 審理員意見書の要旨

### 1 意見の趣旨

本件審査請求に係る処分のうち340円の返還を求める部分は、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分(782,045円の返還を求める部分)についての審査請求は、同法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 理由

本件では、①法第63条の適用要件を満たすか、②法第63条の適用要件を満たすことを前提に返還額を定めるにあたっての裁量権の行使が適切かが問題となるため、以下、各項目について検討を行う。

#### (1) 法第63条の要件該当性(「資力」の発生)

ア 法第63条は、被保護者が保護の補足性の原則(法第4条第1項)に反して「資力があるにもかかわらず」保護を受けた場合に、保護の決定の効力そのものは維持したままで、被保護者に対し、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が裁量的に定める額を返還する義務を課するものであり、同条の規定は、被保護者について「資力」が発生したことを要件として適用されるものである。そこで、法第63条を適用する要件としての「資力」の発生が認められるかがまず問題となる。

審査請求人世帯に、本来支給されるべき保護費を上回る保護費が誤って支給された場合には、誤って支給された保護費が本来支給されるべき保護費を上回る部分について最低生活費を上回ることとなり「資力」の発生が認められる。

#### イ 本件において資力の発生が認められるか

##### (ア) 給与収入の発生

本件では、別紙のとおり、令和元年5月24日から令和3年9月24日までの間に、〇〇〇〇名義の銀行預金口座に摘要欄に「お給料」と記載された計30回、合

計 1,830,822 円の振込が認められる（乙第 7 号証の〇〇〇〇名義の預金通帳）。

(イ) 基礎控除

これに次官通知（丙第 1 号証）に基づいて収入額から控除しうる基礎控除額の合計額は、別紙のとおり 488,240 円である。

一方、処分庁が認定した基礎控除額の合計額は 487,900 円であり（乙第 7 号証の「別紙〇〇〇〇さん収入認定額」）、上記の認定と 340 円の差が生じている。

この点、回議書（乙第 7 号証）添付の「別紙〇〇〇〇さん収入認定額」の「R1.12」行「基礎控除」列には「¥17,000」と記載されており、処分庁は、令和元年 12 月の〇〇〇〇の基礎控除額を 17,000 円と認定したと考えられる。

しかしながら、次官通知によれば令和元年 12 月の収入 69,600 円の収入に対応する、2 人目以降の基礎控除額は、17,340 円である（丙第 1 号証）ため、340 円の差額が生じたものと考えられる。

(ウ) 未成年控除

次官通知（丙第 1 号証）に基づいて収入額から控除しうる未成年控除の合計額は、別紙のとおり 336,400 円である。

この額は、処分庁が認定した未成年控除の合計額 336,400 円と一致しており、違法な点はない。

(エ) 次官通知第 8 の 3(3)ク (ア) および課長通知第 8 の 58 により収入として認定しないことが可能かについて

a 次官通知第 8 の 3(3)ク (ア) および課長通知第 8 の 58 に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）により定められる高等学校等就学費の支給対象とならない経費および高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費であって、その者の就学のために必要な最小限度額については、収入として認定しないこととされている。

b 賄いきれない経費が発生したか

(a) 審査請求人世帯の〇〇〇〇の高等学校就学に関する生業扶助費として、平成 31 年 4 月から令和元年 9 月まで各月 16,850 円、令和元年 10 月から令和 2 年 9 月まで各月 16,980 円（審査請求人に係る生活保護変更決定についての審査請求事件（令和〇〇〇〇年滋審（ア）第〇〇〇〇号）の裁決において認定に遺漏があるとされた額を含む。）、令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月まで各月 17,530 円の合計 515,220 円が支給されている（乙第 3 号および第 4 号証）。

(b) 〇〇〇〇高等学校の学費について

〇〇〇〇高等学校に対して納入を要する額は、平成 31 年度（令和元年度）446,200 円、令和 2 年度および令和 3 年度 441,200 円であり合計 1,328,600 円である（乙第 10 号証）。

(c) 高等学校等就学支援金について

高等学校等就学支援金は年額 270,000 円であり、平成 31 年度（令和元年度）から令和 3 年度分までの合計額は 810,000 円である（弁明書(2)）。

(d) 滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金について

滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金は年額 52,600 円であり、平成 31 年度（令和元年度）から令和 3 年度分までの合計額は 157,800 円である（弁明書(2)）。

(e) 小括

〇〇〇〇の高等学校就学に関して支給された生業扶助費、高等学校等就学支援金および滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の合計額から、〇〇〇〇〇〇高等学校の納入金を控除した額は、154,420 円であるから、生活保護法による保護の基準により定められる高等学校等就学費の支給対象とならない経費および高等学校等就学費の基準額で賄いきれない経費が生じていたとは認められず、次官通知第 8 の 3(3)ク（ア）および課長通知第 8 の 58 による控除をすべきであったとは認められない。

ウ 以上、令和元年 5 月から令和 3 年 9 月の間に 1,006,182 円の範囲内で、審査請求人世帯に当初の保護決定の段階では前提とされていなかった資力が生じていたことが認められるが、前記イ（イ）の 340 円の部分については、法第 63 条の適用要件を欠く。

(2) 法第 63 条により返還を求める額の決定に関する裁量権行使の当否について

ア 法第 63 条は、同条の要件を満たすことを前提として、「保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」として、返還額を明示しておらず、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。

処分庁に裁量権が認められる場合であっても、その返還額に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠き、または判断の基礎となる事実を欠くなどして、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱しまたはこれを濫用したと認められる場合には、当該裁量権の行使は違法となり得るため検討する。

イ この点、裁量権の行使に当たって考慮すべき厚生労働省からの技術的助言である取扱通知 1(1)は「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、原則としての全額返還を定めており、「全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」に限り例外的に控除できる額を定めるに留まっている。

例外的に控除できる場合の一例として、取扱通知 1(1)③は次官通知第 8 の 3(3)に該当するものについては、課長通知第 8 の 40 の認定基準に基づき保護の実施機関が認めた額を返還額から控除できるものとしている。

上記の次官通知第 8 の 3(3)では「高等学校等で就学しながら保護を受けることができるものとされた者の収入」（同ク）のうち「当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを保護の実施機関が認めた場合において、これに要する必要最小限度の額」（同（イ））について収入として認定しないこととしている。

この次官通知第 8 の 3(3)ク（イ）の「就労や早期の保護脱却に資する経費」を認定する場合の具体的な取扱いに関する課長通知第 8 の 58 の 2 では、同 2 の(3)で

「就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用」が示されている。

ウ 本件処分に当たっては、処分庁は、〇〇〇〇が就職を機に審査請求人世帯から独立し、保護から脱却する意向であることを聞き取った上で、就職や転居に当たり新たに必要となる家電類や仕事着の購入費用について審査請求人世帯から提出のあった資料をもとに検討し（乙第6号および第7号証）、ガステーブル1台、洗濯機1台、掃除機1台、冷蔵庫1台、炊飯器1台、オーブンレンジ1台、暖房器具1台、照明器具1台、仕事着1式、カーテン、体温計の合計224,137円について課長通知第8の3の(3)の「就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用」に該当すると判断し、次官通知第8の3の(3)の(イ)の「当該被保護者の就労や早期の保護脱却に資する経費」に該当するものと認定して、当該額を返還額から控除している。

これに対し、本件審査請求において審査請求人からは、他に控除すべき費用等についての具体的な主張はない。

エ 処分庁は、審査請求人に必要な資料の提出を促し、提出を受けた資料から、〇〇〇〇の就労に伴う転居後の生活に必要と考えられる物品について控除額を認定しており、その判断過程において本件処分における返還額の決定の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くような事情があったとは認められない。

したがって、処分庁に裁量権の逸脱があったと認めることはできない。

### (3) 小括

以上のとおり、本件処分は法第63条の定める要件を満たすものであり、また、返還額の決定に当たっても裁量権の逸脱があったとは認められないのであるから、本件処分は、適法なものであったといえる。

## 3 審査請求人の主張の検討

(1) 審査請求人は、水道光熱費の支払いにより生活が困難であること、審査請求人自身および娘の体調の悪化について主張する。

しかし、基準生活費の範囲内で生活費の捻出が困難であるかについては基準生活費の設定の問題であり、また、体調の悪化については医療扶助費の利用などにより解決していく問題であって、法第63条を適用した本件処分を取り消すべき理由として採用することはできない。

(2) また「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との憲法を遵守すべき行政が逸脱している旨主張する。

しかし、憲法第25条の生存権を具体化したものが法であるところ、憲法第25条から直ちに、本件処分の適法性を判断することはできない。

また、本件処分が適法であることは既に述べたとおりである。

(3) 審査請求人は平成30年11月6日に、審査請求人および〇〇〇〇が、〇〇〇〇および孫〇〇〇〇がアルバイトで収入を得た際に、収入申告が必要であることを処分庁から説明を受けた事実はない旨主張する。

この点についてケース記録票（乙第2号証）を検討すると、平成30年11月6日





本件審査請求については、審査請求人に対する「弁明書の送付および反論書等の提出について」の通知および「審理手続の終結等について」の通知などのとおり審理員による審理手続は適正に行われたものと認められる。

## 2 審査会の判断理由について

- (1) 法第 63 条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない」と規定し、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」(平成 25 年 4 月 22 日東京高等裁判所判決)とされている。また、同条にいう「急迫の場合等」の「等」とは、「調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である」と解され、行政解釈・運用上、過払いの保護費についても同条に基づいて被保護者は返還義務を負うことになると考えられる。

本件では、令和元年 5 月 24 日から令和 3 年 9 月 24 日の間において〇〇〇〇名義の銀行預金口座の摘要欄に「お給料」と記載された合計 1,830,822 円の収入について、申告がなされていないことから、月々の保護費の計算に反映されておらず、過支給が生じている。

次に、収入額からの控除について検討すると、第 5 の 2 (1)イ(ウ)に示した審理員意見書の記述のとおり、未成年控除については適切に控除されている。また、次官通知第 8 の 3 (3)および課長通知第 8 の 58 の控除については、第 5 の 2 (1)イ(エ)に示した審理員意見書の記述のとおり、生活保護法による保護の基準により定められる高等学校等就学費の支給対象とならない経費および高等学校等就学費で賄いきれない経費が生じていたとは認定することができない。

一方、基礎控除額については、処分庁は合計額を 487,900 円(乙第 7 号証の「〇〇〇〇本来収入認定額」としているが、第 5 の 2 (1)イ(イ)に示した審理員意見書の記述のとおり、基礎控除額の合計額は 488,240 円であり、340 円の差額が生じていると考えられる。

したがって、収入額から基礎控除額および未成年控除額を控除した 1,006,182 円について資力が生じているが、本件処分のうち 340 円の部分において、法第 63 条の適用要件を満たすとはいえない。

- (2) 法第 63 条に基づいて被保護者が返還すべき金額については、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(取扱通知)において「法第 63 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」としており、過支給した保護費の全額を原則としつつ、その額を明示しておらず、返還額の決定については保護の実施機関の裁量に委ねられている。

本件処分についてみると、第5の2(2)に示した審理員意見書の記述のとおり、処分庁は対象世帯へのヒアリングを経て、提出を受けた資料から「就労や就学に伴って、直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居に要する費用」について控除額を認定しており、本件処分における返還に係る判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているとはいえず、また、裁量権の逸脱も認められない。

- (3) したがって、本件処分のうち340円の返還を求める部分は、理由があるから行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消されるべきであり、その余の部分(782,045円)の返還を求める部分についての審査請求には理由がない。
- (4) その他、審査請求人は種々の主張を行うが、いずれも理由がない。

### 3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第8 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和5年1月18日	・審査庁から諮問を受けた。
令和5年11月6日 (第29回第二部会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
令和6年2月15日 (第30回第二部会)	・審査庁から処分庁の決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和6年4月16日 (第31回第二部会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議および答申案の審議を行った。

### 滋賀県行政不服審査会第二部会

委員(部会長) 駒 林 良 則

委員 竹 内 恵 子

委員 富 塚 浩 之